

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領

第1 目的

この要領は、国の「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月21日付け農林水産省生産局長通知）」に完全準拠し、県が定めたGAP（以下「県版GAP」という）基準に従って農業生産活動が実践されていることを県が確認する制度について必要な事項を定めるものとする。

第2 申請者

確認を申請することができる生産者・団体は、次の要件を満たす者とする。

(1) 県内で農産物を生産する個人・法人、共同管理により生産を行う任意組織又はそれらが組織する団体であること。

(2) 団体にあつては、対象とする農産物について共通の農場管理方法を採用するとともに、それを遵守するための事務局（以下「団体事務局」という）を有することとし、次の要件を満たすものとする。

ア 代表者及び団体事務局の責任者を置くこと。また、責任者は、GAPに関する十分な知識を有する者であること。

イ 団体事務局の運営を監査するための内部監査員を置くこと。

第3 申請

確認を受けようとする生産者・団体は、農産物の品目ごとに、管轄する地域振興局を経由して、知事に申請する。

第4 現地調査

(1) 申請があつた場合、県は現地調査を実施するものとし、調査員は、JGAP指導員資格を有する地域振興局農林部職員を充てるものとする。

なお、調査員は申請者の申請案件の指導に係わっていない者とする。

(2) 調査員は、基準書等に基づき、適切に確認できる時期に、生産地等において農場の生産工程管理の実施状況を調査するものとする。

(3) 申請者が団体である場合は、団体事務局の調査を行うとともに、団体に属する農場数の平方根以上（小数点以下は切り上げるものとする。）を満たすように抽出した数の農場の調査を行うものとする。

(4) 調査員は、現地調査を終了したときは、結果について速やかにとりまとめ、知事に報告するものとする。

(5) 調査員は、基準等に適合していない点検項目があつた場合、生産者等に対して改善指示を行うとともに、30日以内には是正報告書の提出を求め、その結果を知事に報告するものとする。

(6) 是正報告書の内容について確認が必要と認められる場合、調査員は、現地調査を行うことができる。

第5 審査委員会

知事は、審査委員会を設置するものとする。

(1) 審査委員は、知事が任命する者とする。

(2) 審査委員会は、適宜開催するものとする。

(3) 審査委員会は、現地調査の結果報告をもとに、適合の可否を判断するものとし、必要に応じて追加の資料を求めることができる。

第6 確認の通知

- (1) 知事は、審査委員会での審査結果に基づき、申請者の取組が県版GAPの基準に適合していると認められる者（以下「確認生産者」という）に対し、確認証を交付するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」で公表し、周知に努めるものとする。
- (2) 知事は、審査委員会において、県版GAPに適合していないと判断された者に対しては、その旨を通知するものとする。

第7 有効期間

確認証の有効期間は、交付の日から1年とする。

第8 更新

確認証の更新手続きは、第3から第6までを準用する。

第9 申請内容の変更又は取組中止

確認生産者は、申請した内容に変更が生じたり、県版GAPの取組を中止する場合は、遅滞なく知事に届け出し、その指示を受けるものとする。

第10 実施状況調査

知事は、確認生産者に対し、県版GAPの取組状況について、調査することができるものとする。

- (1) 調査は、調査員が行う。
- (2) 知事は、調査の結果、改善の必要があると認めるときは、確認生産者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

第11 確認生産者の取消し

知事は、次の場合、確認生産者を取り消すことができるものとする。

- (1) 実施状況調査の結果、基準等に適合していないことなど、不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合
- (2) 申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) 県版GAPの信頼性を著しく損なう行為をした場合

第12 書類等の整備及び保管

知事は、審査委員会の審査内容等、必要な書類について、申請を受理した期日から5年間保管するものとする。

第13 個人情報の取扱い

本制度により、県が把握した個人情報等については、GAPの普及推進の用途以外には用いないものとする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、平成30年11月1日から一部改正する。

秋田県版GAP団体事務局用確認基準

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領第4（3）の規定による、団体事務局の調査について団体事務局用確認基準（以下、「基準」という。）を定める。

（確認の要件）

1 団体認証を受ける場合は、この基準にすべて適合しなければならない。

（団体の要件）

- 2 秋田県版GAP確認制度の団体認証を受けることができる団体（以下、「団体」という。）は、次のとおりとする。
- （1）団体は、秋田県版GAPの確認を受けようとする複数生産者（以下、「生産者」という。）で構成される組織であり、構成員、代表者、事務局、意思決定方法、役割分担の定めがあること。
 - （2）団体の事務を行う団体事務局（以下、「事務局」という。）及びその責任者を置いていること。
 - （3）生産者に指導・助言を行う体制があり、秋田県版GAPの実践状況を取りまとめていること。
 - （4）生産者に、関係法令・国又は県の通知等について、必要な情報を伝えていること。

（内部監査の実施）

- 3 団体として次のとおり内部監査を実施していること。また、その記録を3年間保存していること。
- （1）事務局責任者とは異なる内部監査の責任者を置いていること。
 - （2）内部監査の責任者は、秋田県版GAPの内容を理解していること。
 - （3）県の現地調査日の前1年以内に全ての生産者及び団体事務局に対して内部監査を実施していること。
 - （4）内部監査の結果は、団体の代表者及び事務局責任者に通知されるとともに、不適合があった場合には是正措置が適正にとられていること。

（問題発生等に対する措置）

- 4 事故の発生や苦情等に対応する団体の定めがあり、適切に対応していること。また、その記録を残していること。

（その他）

- 5 この基準に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

（附則）

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、平成30年11月1日から一部改正する。

【様式一覧】

様式	題名等	要領	提出先
第1号	秋田県版GAP確認申請書	第3	地域振興局 農林部
第2号	秋田県版GAP確認制度是正報告書	第4(5)	地域振興局 農林部
第3号	秋田県版GAP確認証	第6(1)	—
第4号	秋田県版GAP確認生産者の公表	第6(1)	—
第5号	秋田県版GAP確認制度審査結果通知	第6(2)	—
第6号	秋田県版GAP確認制度変更届	第9	地域振興局 農林部
第7号	秋田県版GAP確認制度取組中止届	第9	地域振興局 農林部
参考1	改善指示書	第4(5)	—
参考2	是正報告書 添付資料	第4(5)	地域振興局 農林部

(様式第1号)

年月日

秋田県知事

申請者 (ふりがな)

氏名 _____ 印

(団体の場合は名称及び代表者の氏名)

住所 _____

連絡先 _____

秋田県版GAP確認申請書

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領第3の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、確認証が交付された場合、同要領様式第4号により秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載し、公表することを承諾します。

1 農作物区分	米・野菜・果樹・菌床きのこ・原木きのこ・大豆・そば
2 品目名	
3 申請区分	個別・団体
4 生産者数	※団体の場合、構成員名簿を添付

○添付書類（提出前に添付を確認し、□にレ点を記入すること）

□ 秋田県版GAPチェックシートの写し

※団体の場合、団体を構成する農業者全員分を添付する

※更新の場合は、本様式に交付済みの「秋田県版GAP確認証」の写しを添付し申請すること。

(様式第2号)

年月日

秋田県知事

申請者 (ふりがな)

氏名 _____ 印

(団体の場合は名称及び代表者の氏名)

住所 _____

連絡先 _____

秋田県版GAP確認制度是正報告書

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領第4の（5）の規定により、平成 月 日に改善指示があった確認内容について、不適合の項目を是正しましたので、次のとおり報告します。

是正の内容：別添のとおり

(様式第3号)

秋田県版GAP確認証

番 号	
確認生産者(団体)名	
申請区分	(個別・団体)
現地調査日	年 月 日
有効期間	年 月 日 から 年 月 日
農産物の区分	(米・野菜・果樹・菌床きのこ・原木きのこ・大豆・そば)
品 目 名	
交付の条件等	<input type="checkbox"/> 申請内容の変更又は取組を中止する場合は届け出ること <input type="checkbox"/> 県が実施する「実施状況調査」に協力すること <input type="checkbox"/> 更新する場合は、再度申請すること

秋田県版GAP(農業生産工程管理)確認制度実施要領第6に基づき、上記のとおり確認証を交付します。

年 月 日

秋田県知事 ○○

(様式4号)

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」掲載様式

秋田県版GAP確認生産者の一覧

番号	確認生産者(団体)名	申請区分 (個別・団体)	住所 (市町村名まで)	農産物の区分	品目名	有効期間

(様式第5号)

年月日

(申請者) 様

秋田県知事 ○○

秋田県版GAP確認制度審査結果について

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領第6の（2）の規定により、審査の結果、次の理由により要件を満たさなかったので通知します。

理由：

(様式第6号)

年月日

秋田県知事

申請者 (ふりがな)

氏名 _____ 印

(団体の場合は名称及び代表者の氏名)

住所 _____

連絡先 _____

秋田県版GAP確認制度変更届

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領第9の規定により、申請内容の変更について次のとおり届出します。

確認証番号：

変更内容：

変更理由：

~~~~~  
(様式第7号)

年月日

秋田県知事

申請者 (ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(団体の場合は名称及び代表者の氏名)

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

### 秋田県版GAP確認制度取組中止届

秋田県版GAP（農業生産工程管理）確認制度実施要領第9の規定により、次の理由により取組を中止したく届け出ます。

確認証番号：

中止の理由：

(参考1)

### 秋田県版GAP確認制度 改善指示書

|             |                |
|-------------|----------------|
| 確 認 日       |                |
| 対 象 品 目     |                |
| 経 営 体 名     |                |
| 代 表 者       |                |
| 立 ち 会 い 者   |                |
| 改 善 対 象 項 目 | 不適合があった取組事項の概要 |
| 整理番号        |                |
| ①           |                |
| ②           |                |
| ③           |                |
| .           |                |
| .           |                |

| 不適合事項      |       | 客観的事実    |
|------------|-------|----------|
| 整理番号       | 管理点番号 |          |
| ①          |       |          |
| ②          |       |          |
| ③          |       |          |
| .          |       |          |
| .          |       |          |
| 県確認者 所属・氏名 |       |          |
| 県同行者 所属・氏名 |       |          |
| 改善報告書 提出期限 |       | 平成○年○月○日 |

(参考2)

秋田県版GAP確認制度 是正内容 (様式第2号添付)

|             |       |                |
|-------------|-------|----------------|
| 確 認 日       |       |                |
| 対 象 品 目     |       |                |
| 経 営 体 名     |       |                |
| 代 表 者       |       |                |
| 立 ち 会 い 者   |       |                |
| 改 善 対 象 項 目 |       | 不適合があった取組事項の概要 |
| 整理番号        | 管理点番号 |                |
| ①           |       |                |
| ②           |       |                |
| ③           |       |                |
| .           |       |                |
| .           |       |                |

| 不適合事項  |       | 改 善 内 容 |
|--------|-------|---------|
| 整理番号   | 管理点番号 |         |
| ①      |       |         |
| ②      |       |         |
| ③      |       |         |
| .      |       |         |
| .      |       |         |
| 記入者 氏名 |       |         |